

# 国別検査命令対象品目（平成22年10月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (16品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (41品目)	鶏肉及びその加工品	フラソリドン、フラルタドン	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラソリドン	
	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	
	大粒落花生	アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶及びその加工品	トリアソホス	
	乳及び乳製品並びにこれらを原材料とする加工食品	メラミン	
タイ (11品目)	養殖えび及びその加工品	オキシソニック酸	タイ政府が発行する証明書が添付されたものを除く。
	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出業者が輸出したものを除く。
	レモングラス及びその加工品	EPN	
米国 (6品目)	パセリ及びその加工品	クロルピリホス	
	とうもろこし	アフラトキシン	

全輸出国16品目及び33カ国・1地域の131品目（平成22年10月現在）

検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/dl/01g.pdf>

## 主な食品衛生法違反内容（平成21年度）

違反条文	違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6 販売を禁止される食品及び添加物	507	30.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9 病肉等の販売等の制限	4	0.2	衛生証明書の不添付
10 添加物等の販売等の制限	74	4.5	メラミン、サイクラミン酸、アソルビン、TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、アシッドブルー3、ヨウ素化塩、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
11 食品又は添加物の基準及び規格	848	51.7	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反
18 器具又は容器包装の基準及び規格	160	9.8	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62 おもちゃ等の準用規定	48	2.9	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計	1,641 (延数) 1,559 (違反届出件数)		